

秋スポ少－１０６
令和４年３月１０日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原 幸成
(公印省略)

スポーツ少年団活動再開における「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和４年
３月１４日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、これまで１０代以下感染者が急激に増加したことから、スポーツ少年団活動の自粛をお願いしてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、３月１４日(月)から条件付きで、段階的にスポーツ少年団活動の再開を認めることにしました。

再開に当たり、本団では活動ガイドラインを一部見直し、新たな「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和４年３月１４日時点)」及び「スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項」を作成しました。

つきましては、新ガイドライン及び別紙を、貴管下の各単位団関係者(保護者含む)に速やかに周知して下さるようお願いいたします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先して下さるようお願いいたします。

また、このガイドラインは、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- １ 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和４年３月１４日時点)」
- ２ 別紙「スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾、富樫
TEL ０１８－８６６－３９１６
FAX ０１８－８６４－５７５２

秋スポ少-106
令和4年3月10日

各競技団体長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

スポーツ少年団活動再開における「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年3月14日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、これまで10代以下感染者が急激に増加したことから、スポーツ少年団活動の自粛をお願いしてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、3月14日(月)から条件付きで、段階的にスポーツ少年団活動の再開を認めることにしました。

再開に当たり、本団では活動ガイドラインを一部見直し、新たな「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年3月14日時点)」及び「スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項」を作成しました。

つきましては、新ガイドライン及び別紙を、貴管下の各競技団体関係者(郡市組織等の下部組織含む)に速やかに周知して下さるようお願いいたします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先して下さるようお願いいたします。

また、このガイドラインは、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年3月14日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾、富樫
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年3月14日時点)

1 活動方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、

- ① 密閉、密集、密接の「3密」を避ける。
- ② こまめに手洗いや消毒を行う。
- ③ 周囲の人との間隔をあける。
- ④ スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する。
などの感染症対策を徹底する。

2 基本的な留意事項

- (1) 活動前に必ず検温や健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数が集って密集した活動になることを徹底して避けること。
- (3) 活動の前後に、石けんによる手洗いやアルコール等による手指消毒を行い、必要に応じて多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) 活動途中で集団でまとまって食事を摂らないこと。
- (8) 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染症対策を講じること。

3 県外での活動について

- (1) 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない大会」とは、日本スポーツ少年団や中央競技団体等が主催する全国・東北大会とする。
- ・真にやむを得ない大会として全国・東北大会に参加する場合、スポーツ少年団を所管する当該市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課、団員が在籍する学校に、必ず事前に報告・相談し、帰県後の健康観察(自宅待機)期間などの指示を受けること。
- ・真にやむを得ない大会として参加する場合、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。

- (2) 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。

4 県内での活動について

活動再開に当たっては、条件が満たされている場合に限り、遵守事項に則った上で活動すること(条件及び遵守事項については別紙参照)。

なお、その際は、団員の体力の回復等に配慮し、怪我等のないよう段階的に進めること。

5 その他

- (1) 中央競技団体は、随時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (2) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。

スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項

条 件

- 団員の学校内で休業等（休校・学年閉鎖・学級閉鎖）の措置が取られていないこと。

遵守事項

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開については市町村教育委員会等に相談した上で慎重に判断すること。
- 当面の間は、単位団における活動のみとし、他団との練習試合や合同での練習は行わないこと。
- 休日に活動する場合は、午前、又は午後のみ活動とすること。
- 練習会場の広さに対する団員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとに分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習前後の更衣や、やむを得ずミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習後は、集団で飲食等をしないよう、指導を徹底すること。